

群馬県後期高齢者医療広域連合予算会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年6月24日

群馬県後期高齢者医療広域連合長 清水 聖義

群馬県後期高齢者医療広域連合規則第7号

群馬県後期高齢者医療広域連合予算決算会計規則の一部を改正する規則

群馬県後期高齢者医療広域連合予算決算会計規則(平成19年広域連合規則第11号)の一部を次のように改正する。

第45条中「15日以上の間を置かなければならない」を「督促状の発付の日から15日以内の日を履行期限として指定しなければならない」に改める。

第47条中「、不能欠損調書(通知書)により」を削る。

第109条第21号中「第47条、第48条関係」を「第48条関係」に改める。

附 則

この規則は、平成28年7月1日から施行する。